

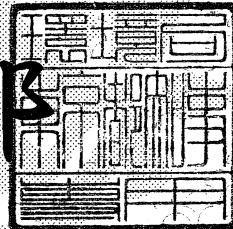
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江六丁目3番14号

氏名 株式会社伸光  
代表取締役 尾身 治彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

**石原慎太郎**

許可の年月日 平成23年11月20日

許可の有効年月日 平成28年11月19日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く)

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸(pH2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃石綿等
  - イ. 金属等を含む廃棄物(裏面別表のとおり)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成18年11月20日 新規許可  
 平成23年11月20日 更新許可 第1回

## 5 積替え許可の有無

\*\*\*\*\*

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

**複写不可**  
**本朱印無きものは無効**

(裏面あり)

(裏面)

許可番号

第13-50-046142号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアニ化合物	P C B	トリクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエチレン	一・二ジクロロエタン	シスター・二ジクロロエチレン	一・二トリクロロエタン	一・二トリクロロエタン	一・三トジクロロベンゼン	チラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	ダイオキシン類 セレン又はその化合物		
<b>廃棄物名</b>																										
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鉱さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)